東京音楽大学リポジトリ
Tokyo College of Music Repository

移民のためのドイツ語教育：統合コースとドイツ語試験

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-06-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木戸, 芳子 メールアドレス: 所属:
URL	https://tokyo-ondai.repo.nii.ac.jp/records/1132

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

移民のためのドイツ語教育―統合コースとドイツ語試験

木戸芳子

はじめに

ドイツでは、とくに2000年代に入り、少子高齢化が進行するなかで顕著になった労働力不足を補うため、移民受け入れ政策に舵を切った。そのなかで2005年に58万人であったドイツへの移住者は、2014年には、134万人にまで増大した。今や、移民を背景にもつ人口は、ドイツ全体（8,100万人）の約2割を占めるにいたっている[1]。こうした政策のベースになっているのが2005年の「移民法」の施行である[2]。この法律により、ドイツでは「ドイツ語の授業」や職業訓練など、働く外国人への手厚い支援策がとられている。その狙いとしては、少子高齢化社会にあって、将来的に税金を納め、ドイツの社会保障制度を支える「担い手」にもなってもらおうという考え方もある[3]。

さらに昨年（2015年）は、周知のように、シリアなどから戦禍を逃れてヨーロッパへと難民が殺到した。2016年の現在もその流れは続いている。そのなかでドイツは、ヨーロッパのなかでも際立って受け入れ体制が進み、2015年にドイツに流入した難民は約110万人に達している[4]。

政府や経済界は、ドイツが現在直面している人口減と労働力不足という課題の解決に、難民を役立てようと考えている。とくに「社会統合」に向けた自動車大手のダイムラーや電機大手シーメンスなどの大企業も、難民向けの職業訓練と語学コースを合わせたインターンシップを開始している。連邦政府の諮問機関である「ドイツ経済諮問委員会」（Sachverständigenrat zur Begutachtung dergesamtwirtschaftlichen Entwicklung）によると、こうした取り組みが

1　連邦統計局の資料によれば、ドイツへの移住者は2005年に579,301人、2014年に1,342,529人であった。またドイツの全人口8,090万人中1,638万人が「移民を背景にもつ人々」(Personen mit Migrationshintergrund) とされている（Bundesamtes für Migration und Flüchtlinge, Migrationsbericht 2014, S.233）

2　「移民の制御および限定並びに連合市民および外国人の滞在および統合の規制に関する法律（移民法）」（Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern（Zuwanderungsgesetz））

3　「労働力移民でしのぐ」『朝日新聞』2016.5.14. を参照。

4　「難民危機1年」『朝日新聞』2016.9.10. を参照。

うまくいけば、2020年までに約50万人の難民が職を得る可能性があるとしている。またドイツの公益法人「ロバート・ボッシュ財団」(Robert Bosch Stiftung GmbH)の推計では、ドイツの労働力人口は2030年までに610万人(約12%)減少するとしている。また、2050年までに年間50万人近い移民をヨーロッパ域外から受け入れないと、税収が減り社会保障制度が成り立たなくなるという指摘もある[5]。

筆者は、本学『研究紀要』31号(2007年)で「ドイツにおける移民のためのドイツ語試験」と題して、移民を対象として行われている約600時間におよぶ「統合コース」の全体像を概観し、そこで行われているドイツ語試験について、出題例と解答の評価基準等を中心に紹介し、それを踏まえてわが国におけるドイツ語学習の視点から、ドイツの事例がどのような示唆を与えてくれるか若干の考察を試みた[6]。本稿では、前稿以降の新しい動向を連邦移民・難民庁の資料等にもとづき見ていくことにより、改めてわが国におけるドイツ語教育への示唆について考えてみたい。

以下では、連邦が定めた移民統合計画の一環として実施されている「統合コース」(Integrationskurs)と、その修了にあたり行われる「移民のためのドイツ語テスト」(Deutsch Test für Zuwanderer)について見ていく。

Ⅰ　統合コース

1　概要

2005年から施行された「移住法」では、移民は「統合コース」(lntegrationskurs)を受講しなければならないとされている[7]。統合コースは、ドイツ語を学習する「言語コース」と、ドイツの法制度、文化、歴史などを扱う「オリエンテーションコース」から構成されている(図1を参照)。言語コースは、基礎言語コース(Basissprachkurs)と上構言語コース(Aufbausprachkurs)という段階を踏んで構築され、それぞれ300時間があてがわれる。オリエンテーションコースでは、60時間の学習が行われる。合計して660時間に及ぶこれらのコースの受講を通して、「ドイツに居住する外国人の経済的、文化的および社会的生活への統合を

5　「グローブ177号〈難民6000万人時代〉ドイツ」『朝日新聞』2016.2.21.を参照。

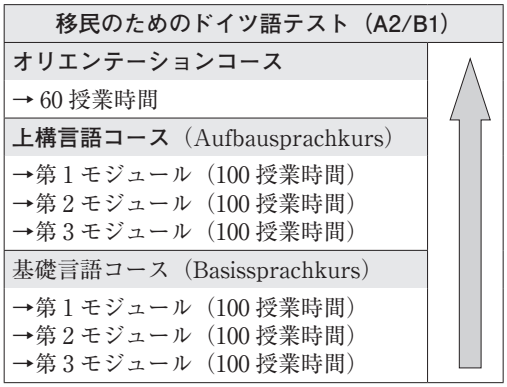
6　木戸芳子「ドイツにおける移民のためのドイツ語試験」『東京音楽大学研究紀要』31号, 2007, pp.107-131.

7　前述の「移民法」の第1章が「連邦領域における外国人の滞在、職業活動および統合に関する法律(滞在　法　)」(Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet(Aufenthaltsgesetz-AufenthG)となっており、この「滞在法」のなかで、「統合コース」に関しても規定されている。戸田典子「ドイツの滞在法―「外国人法」からEU「移民法」へ」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』(234) 2007.12, pp.4-32.／国立国会図書館調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳「2004年7月30日の連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律(滞在法)」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』(234) 2007.12, pp.33-112.を参照。以下、同法の引用にあたり、戸田論文および同研究会訳を参照した。

促進する」ことが目指されている[8]。

統合コースの「受講資格者と認定される者」と「受講義務を有する者」については、「滞在法」によりそれぞれ以下のような者が挙げられている（表1を参照）。なお、表1で「帰還者」（Aussiedler）とあるのは、戦前ドイツ領であった地域からの引揚者およびその子孫を指す。彼らはドイツに帰還すればドイツ国籍を付与されるが、そのなかにはドイツ語を解さない者も多い。このうち、1993年1月以降に帰還した者は、「後期帰還者」（Spätaussiedler）と呼ばれている。

図1：統合コースの概要



※1授業時間は45分
（出所）“Fahrplan Integrationskurs”にもとづき筆者作成。
［http://buergerbeteiligung.ddns.net/wiki/index.php/Integrationskurs］

表1：受講資格者と受講義務者

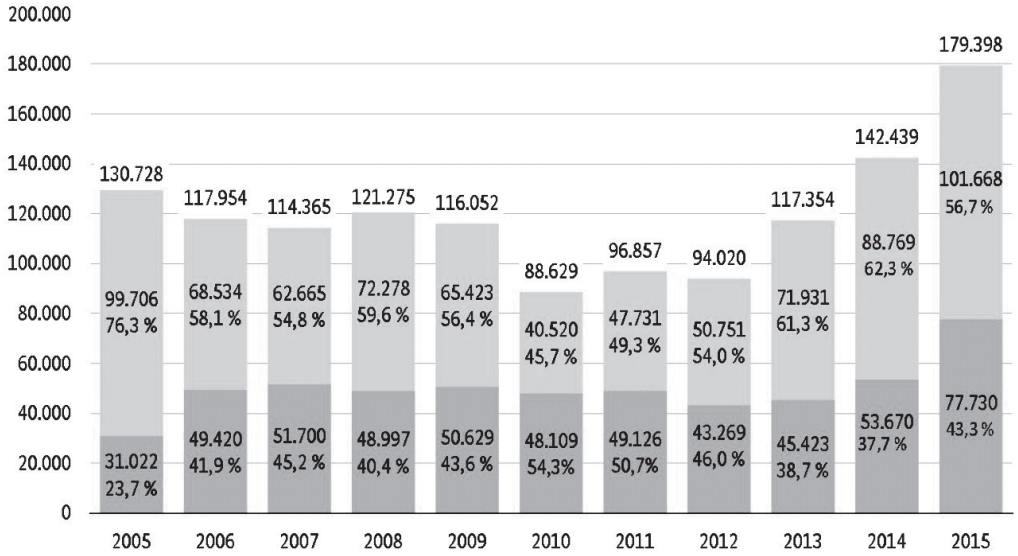
受講資格者と認定される者（第44条）
• すべての後期帰還者および継続的に滞在ステータス（Aufenthaltsstatus）を有する新たに移住した者 • すでに長期間ドイツに生活している外国人、EU市民、特別に統合を必要とするドイツ人（提供可能なコース定員の枠内で申請による） • 庇護申請者およびその他のそれぞれ十分な滞在見通し（Bleibeperspektive）をもつ外国人
受講義務を有する者（第44a条）
• 新たに移住してきた者で、簡単な仕方でもドイツ語を口頭で理解できない、あるいはまだ十分なドイツ語の知識を使えない者 • 特別に統合の必要性をもち、外国人所轄庁により受講を要請された者 • 社会法典第Ⅱ編（SGB Ⅱ）による給付を受給しており、基礎保障※（Grundsicherung）の所轄機関からドイツ語の知識の欠如ゆえに受講を要請された者

※基礎保障は、長期間就業が困難な者に与えられる生活保障。
（出所）連邦移民難民庁が作成した「統合コース」全体図から訳出（注6を参照）

8 「滞在法」第43条第1項では「連邦領域に適法にかつ継続して生活している外国人がドイツ連邦共和国の経済的、文化的及び社会的生活に統合されることは、促進され、かつ、要求される」と規定されている。以下の記述は、連邦移民難民庁が作成した「統合コース」全体図を参照した。
［http://www.vhs-baden-baden.de/fileadmin/Semesteruebergreifend/grafische-uebersicht-integrationskurs.pdf］

図２は、「任意の受講者」（受講資格者と認定されるが、受講の義務は有しない者）と「義務のある受講者」別に各年度の受講者数の推移をたどったものである。この図を見ると、2015年では、任意の受講者が 101,668 人（56.7%）、義務のある受講者が 77,730 人（43.3%）となっている。

図２：新規受講者の数



※図の上の数値が任意の受講者、下の数値が義務をもった受講者。
（出所）Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Schlüsselzahlen Integrationskurse 2015（連邦移民難民庁作成のパンフレット）。以下、“Schlüsselzahlen” と略

表２は、州ごとの新規受講者の数をまとめたものである。

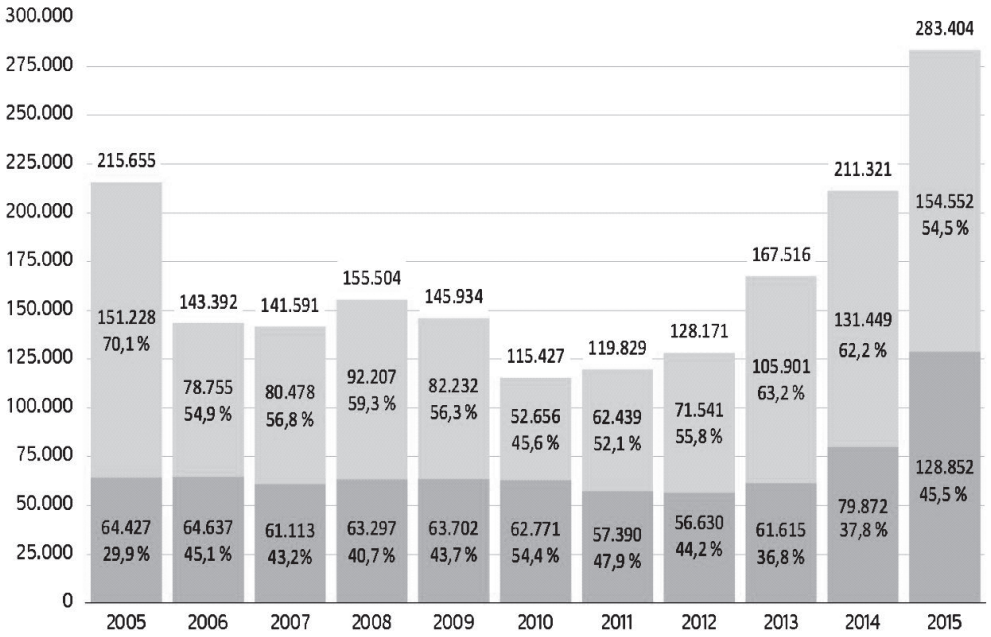
表２：新規のコース受講者（州別、2015 年）

	数	%
バーデン・ヴュルテンベルク	24,482	13.6
バイエルン	24,045	13.4
ベルリン	13,106	7.3
ブランデンブルク	1,724	1.0
ブレーメン	2,774	1.5
ハンブルク	6,437	3.6
ヘッセン	14,981	8.4
メクレンブルク・フォアポンメルン	1,540	0.9
ニーダーザクセン	11,496	6.4
ノルトライン・ヴェストファーレン	39,584	22.1
ラインラント・プファルツ	7,295	4.1
ザールラント	2,608	1.5
ザクセン	3,437	1.9
ザクセン・アンハルト	1,848	1.0
シュレースヴィヒ・ホルシュタイン	4,400	2.5
テューリンゲン	2,103	1.2
不明	17,538	9.8
計	179,398	100.0
再履修者（留年者）	21,197	

（出所）“Schlüsselzahlen”

図３は、「受講資格を認定された者」を「任意の受講者」と「義務のある受講者」に区分し、年度ごとの数値を示したものである。

図３：受講資格を認定された者

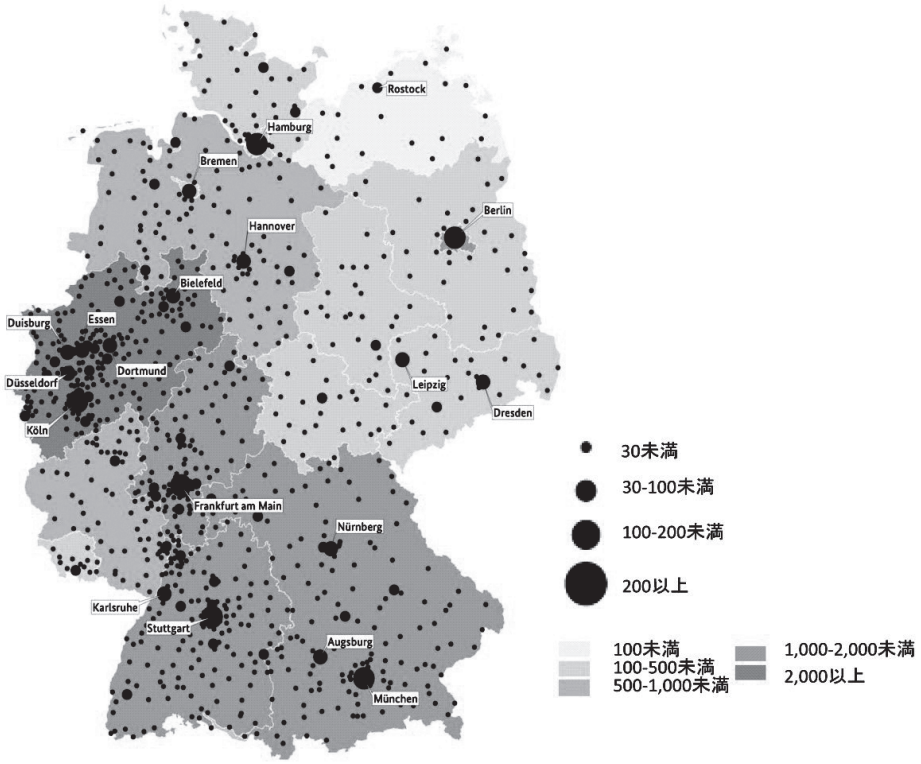


（注）上段は受講資格を有するが受講は任意の者、下段は受講義務がある者。前掲表１に示したように、統合コースへの受講については、１年以上の滞在許可を保有する外国人等には受講の請求権があり（第 44 条第１項）、請求権を有する者で、簡単なドイツ語による意思疎通ができない者等は受講の義務を負う（第 44a 条第１項）とされている。

（出所）“Schlüsselzahlen”

図４は、統合コースが開始されている市町村と、その数を示したものである。外国人の多い都市部に多く設置されていることがわかる。多くは旧西ドイツであり、旧東ドイツでは、ライプツィヒ、ドレスデンを除けば設置数は多くない。

図４：開始された統合コースの数（市町村ごと、2015 年）



（出所）“Schlüsselzahlen”

2　学習内容

基礎言語コース、上構言語コース、オリエンテーションコースで学ぶ内容は、表2のとおりである。

表2：統合コースの学習内容

基礎言語コース
買い物、住居、健康、労働、職業、子どもの訓練・教育、余暇、社会的コンタクト、メディアとメディアの利用
上構言語コース
現代情報技術、社会／国家、異なる人間、文化、世界観との関係
オリエンテーションコース
法秩序（とくに、国家の構造、州・地方自治体、法治国家、基本権、住民の義務）、ドイツ連邦共和国の歴史、文化（とくに人間像、文化の多様性）

（出所）連邦移民難民庁が作成した「統合コース」全体図から訳出。

3　コースの到達点

上述のように、受講者は600時間の言語コースと60時間のオリエンテーションコースに参加し、それぞれの修了試験に合格しなければならない。言語コースの試験は、「移民のためのドイツ語テスト」（Deutsch-Test für Zuwanderer, DTZ）と呼ばれ、言語テストの基準を定めた「言語に関する共通欧州参照枠組み（GER）」[9]の「B1レベル」までドイツ語を習得することが目指されている。これにより受講者は日常生活をスムーズに、意思の疎通をはかることができるようになるとされている。

DTZとオリエンテーションコースのテストで合格の成績を収めた者には「統合コース修了証明書」（Zertifikat Integrationskurs, Z.I.）が交付される。DTZでは、ドイツ語のレベルがB1の段階に達しているか、A2レベルか、A2レベルに達していないかが判定される。

「共通欧州参照枠組み（GER）」でB1レベルとA2レベルの達成基準は、次ページ表のとおり定められている[10]。

9　欧州審議会（Council of Europe）が作成した「言語に関する共通欧州参照枠組み（GER: Gemeinsamer europäischer Referenzrahmen für Sprachen; CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）を指す。GERでは、言語のレベルを下から上に、A1からC2までの6段階に区分している。C1とC2は「熟達した言語使用者」、B1とB2は「自立した言語使用者」、A1とA2は「基礎段階の言語使用者」のレベルとされている。

10　詳細は、John Trim, Brian North, Daniel Coste 原著，吉島茂他訳編『外国語教育2：外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』朝日出版社, 2004. を参照。GERの原文は、ゲーテ・インスティトゥートのホームページを参照。［http://www.goethe.de/Z/50/commeuro/i3.htm］

表 3：「共通欧州参照枠組み（GER）」の B1 レベルと A2 レベル

B1	仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。 その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。 身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。
A2	ごく基本的な個人的情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。 簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応ずることができる。 自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。

（出所）吉島茂他訳編『外国語教育 2：外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』朝日出版社, 2004, p.25.

4　統合コースの特色

統合コースに見られる特色について、データにもとづきまとめてみると次のようになる。

（1）さまざまな国からの受講者

まず挙げられるのが、受講者の出身国がさまざまな国に及んでいるという点である。シリア危機を反映して、シリア出身者が一番多くなっているが、旧東欧諸国など EU 各国からの移民も少なくない。なお、前述した後期帰還者は、国籍はドイツであるので別扱いになっている。

表 4：受講者の出身国（2015 年）

	数	割合（%）
1　シリア	34,514	19.2
2　ポーランド	15,744	8.8
3　ルーマニア	15,389	8.6
4　ブルガリア	11,829	6.6
5　イタリア	7,965	4.4
6　トルコ	7,254	4.0
7　ギリシャ	5,152	2.9
8　イラク	4,307	2.4
9　スペイン	4,273	2.4
10　ハンガリー	3,904	2.2
その他の国籍	66,399	37.0
小計	176,730	98.5
後期帰還者	2,668	1.5
合計	179,398	100.0

（出所）“Schlüsselzahlen”

(2) さまざま設置者

次に挙げられる特色として、統合コースの設置者が多岐にわたっているという点である。学校などの教育機関だけでなく、カトリック、プロテスタントなどキリスト教の団体が設置者となっている事例も多く見られる。一番多いのは、地域の生涯学習、継続教育機関である市民大学（Volkshochschule,VHS）である。VHS では、さまざまな成人向けプログラムのひとつとして、こうした移民のための統合コースも実施している。

表 5：統合コースの設置者（2015 年 12 月 31 日現在）

	数	%
外国の組織	11	0.8
労働者福祉団体（AWO）	30	2.1
企業／超企業、訓練／再教育施設	72	5.0
教育施設	130	9.0
ドイツ・外国の組織	14	1.0
プロテスタントの設置団体	39	2,7
自由な設置団体	100	6.9
市民運動グループ	108	7.5
国際的な団体	47	3.3
カトリックの設置団体	52	3.6
市町村の施設	5	0.3
語学／専門学校	250	17.3
市民大学（VHS）	524	36.3
その他の設置機関	61	4.2
合計	1,443	100.0%

（出所）“Schlüsselzahlen”

(3) 特別のコースの設置

第3に、一般的な統合コースと並んで、特別の要請のある者に対して行う「特別の統合コース」(spezielle Integrationskurse) も設けられている点も特色である。特別のコースとしては、表6にあるように、青少年向けの統合コース (Jugendintegrationskurs)、親や女性を対象とするコース (Eltern- bzw. Frauenintegrationskurs)、アルファベットから教える非識字者の統合コース (Alphabetisierungskurs)、すでに長期間ドイツで生活しているが不完全にしかドイツ語を習得していない者向けの「促進コース」などがある。これらのコースでは、960授業時間が費やされている。またある程度のレベルにある者などを対象とした速習者向けの430授業時間のインテンシブコースも設けられている。

表6：コースの種類と受講者数（男女別、2015年）

	男子		女子		計
	数	%	数	%	
一般統合コース	68,133	48.8	71,596	51.2	139,729
非識字者読み書きコース	12,994	58.8	9,095	41.2	22,089
親・女性統合コース	1,745	20.7	6,677	79.3	8,422
促進コース	102	51.3	97	48.7	199
インテンシブコース	479	47.9	521	52.1	1,000
青少年統合コース	4,635	62.0	2,835	38.0	7,470
その他の統合コース（注）	227	46.4	262	53.6	489
合計	88,315	49.2	91,083	50.8	179,398
コース再履修者（留年者）	8,824	41,6	12,373	58.4	21,197

（注）聾唖者のための統合コースなど
（出所）“Schlüsselzahlen”

Ⅱ　移民のためのドイツ語試験

ここでは「移民のためのドイツ語試験」(DTZ) ではどんな問題が出題されるのか、そのモデルを紹介する[11]。

1　試験全体の構成

移民のためのドイツ語試験（以下、DTZ）の全体構成は、表7のとおりである。

11　以下では、ゲーテ・インスティトゥートと telc 社が連邦内務省の委託により共同で開発し、取りまとめたモデル・テストの内容を紹介する。“Deutsch-Test für Zuwanderer A2–B1, Modelltest”［https://www.telc.net/fileadmin/user_upload/dtz-uebungstest.pdf］以下、“Modelltest” と略して引用。

表 7：移民のためのドイツ語試験の内容

サブテスト		目標	課題のタイプ	時間
筆記試験	1　聞く			25 分
	第 1 部	電話での言明、公衆のアナウンスを理解する	多肢選択式：4 問	
	第 2 部	メディアの短い情報を理解する	多肢選択式：5 問	
	第 3 部	日常会話を理解する	○×式：4 問 多肢選択式：4 問	
	第 4 部	あるテーマに関するさまざまな意見を理解する	秩序付け：3 問	
	2　読む			45 分
	第 1 部	カタログ、インデックス、目録を理解する	多肢選択式：5 問	
	第 2 部	お知らせのなかで、一般的情報と特殊な情報を理解する	秩序付け：5 問	
	第 3 部	新聞の文章と公式文書のなかにある情報、意見を理解する	○×式：3 問 多肢選択式：3 問	
	第 4 部	情報が書かれた小冊子を理解する	○×式：3 問	
	第 5 部	手紙のなかの語彙を補う	多肢選択式：6 問	
	3　書く			30 分
		半分公式的な文書と公式文書を作成する	文章の構築：1 問	
口述試験	4　話す			約 16 分
	第 1A 部	自己自身について話す	キーワードが書かれた問題用紙	
	第 1B 部	質問に反応する	試験官の質問	
	第 2A 部	経験について話す	絵のある問題用紙	
	第 2B 部	質問に反応する	試験官の質問	
	第 3 部	共同で何かを計画する	要点が書かれた問題用紙	

（出所）“Modelltest”, S.5.

試験の概要を箇条書きにして記すと次のようになる[12]。

・DTZ は、筆記試験と口述試験から構成される。筆記試験は 100 分間で行われ、「聞く」と「読む」の課題からなる。それに加えて、短い手紙を「書く」問題が出される。

・筆記試験は、「聞く」（25 分）、「読む」（45 分）、「書く」（30 分）の順番で行われる。途中の休憩時間はとくに設けない。

・口述試験は、2 人の試験官によって行われる。1 人は試験会話（話し相手、Interlokutor）、もう 1 人は時間の管理（査定者）をつとめる。

・口述試験は、以下のように 3 部から構成される。試験は、個別試験で行われる場合と、2 人ペアで行われる場合とがある。試験時間は、ペアで行われる場合、だいたい 20 分間費やされる。そのうち、約 16 分間が試験会話である。残りの 4 分間は、試験官の評価の時間にあ

12　“Modelltest” の記述を参照。

てられる。個別試験の場合は若干短縮される。

2　試験の各部分と出題例

以下、筆記試験（「聞く」「読む」「書く」）と口述試験（「話す」）について、具体的にどんな出題モデルが想定されているのか紹介する。

(1) 聞く

聞き取り問題は、4つのアナウンスを聞いて、それぞれについて質問に解答する[13]。

たとえば第1問では、次のようなアナウンスがCDにより流される。

> こんにちは、こちらはDr. エンゲラー医院のグードルーン・ペルゼンです。アスラーンさん、2日前に当院で血液検査をなさいましたね。現在、結果が出ております。医師がもう一度、手短かにお話がしたいと言っています。折り返し当院にお電話ください。電話番号は46 88 92 03です。宜しくお願いします。失礼します。

このメッセージを聞いて、たとえば次のような問題が出される。3つの選択肢から正解にチェックをする。

> アスラーンさんは、何をするよう言われていますか？
> a. 医院に電話をかける。b. 医院に行く。c. 診察をうける

こうした問題が4つ出され、全部で20問に解答する。そのうち9問が3つの選択肢の中から正解を1つ選択する問題、4問が正否を問う問題（○×式問題）、3問が6つある選択肢の中からもっとも妥当するものを選択する問題となっている。

(2) 読む

読解の問題は、表7に示したように次の5つの問題群から構成されている。すなわち、①カタログ、インデックス、目録などを読む、②お知らせのなかで、一般的情報と特殊な情報を読む、③新聞などの文章を読む、④情報が書かれた小冊子を読む、⑤手紙のなかの語彙を補う、問題である。いずれもそこに書かれている内容を読み込めるかどうかを問う問題である[14]。

たとえば第2問では、以下のような状況説明をあらわす文章が掲げられている。

> ケルシェルさんは自家用の車を一台買いたいので、そのためにお金が必要である。それゆえ夏の間パートタイムでいくらか稼ごうと思う。

13　“Modelltest”, S.6ff. を参照。
14　“Modelltest”, S.10ff. を参照。

これに対し、8 件の求人広告などに関する記事が掲げられている（①調理師見習い求む、②調理師求む、③美容室・クラウゼ・スタッフ求む、④ヘアーサロン・アルバイト求む、⑤休暇中のアルバイト求む、⑥自動車機械工、自動車電気工見習い求む、⑦自動車販売員求む、⑧引っ越し手伝い、家具取り付け工、建具職人求む）。その中から、どの記事がもっとも適切かを選択させる問題である。この文章にもっともふさわしい求人広告としては、⑤の「休暇中のアルバイト求む」が該当する。おおむね次のようなことが書かれている。

> 休暇中に月 400 ユーロとプラスアルファを稼ごうと思っている方はおられませんか？コンサルタント・販売・保険業務ではなく、予備知識も不要です。仕事は 7 月と 8 月です。ご関心をお持ちの向きは下記までご連絡を……

（3）書く

「書く」では、課題 A または課題 B のどちらかを選択する。解答時間は 30 分間である。問題は、以下のとおりである。分量としては、A4 判の解答用紙にだいたい 33 行程度となっている。

表 8：「書く」テストの問題

課題 A
あなたはドイツ語コースに参加しています。今週はドイツ語コースに出かけることができません。先生の Frau Meinert にその旨を伝える手紙を書きなさい。 手紙を書くにあたっては、次の点に何らかの形で言及すること。 ・あなたが手紙を出す理由 ・弁明 ・宿題 ・コースへの復帰
課題 B
あなたの以前の先生であった Frau Berg がまもなく誕生日を迎えます。彼女は誕生パーティーをしたいと思い、あなたに招待状を送りました。この招待状に対する返事を書きなさい。 手紙を書くにあたっては、次の点に何らかの形で言及すること。 ・あなたが手紙を出す理由 ・目下、あなたは何をするのか？ ・あなたは行きますか？ ・道順

（出所）“Modelltest”, S.19.

(4) 話す

「話す」試験は、下記のように3部から構成されている。

第1部は「自分について語る」(自己紹介、約4分間)
第2部は「経験について語る」(特定のテーマについて話す、約6分間)
第3部は「共通に何かを計画する」(約6分間)

まず第1部では、試験官が「自己紹介してください」「ご自分のことについて何かお話ください」(Würden Sie sich bitte vorstellen? Erzählen Sie bitte etwas über sich.)と言った後、2人の受験者(通常はペアで)は、以下のようなキーワードに言及して、互いに自己紹介する。各受験者あたり約2分が費やされる。

キーワード:名前、出生地、居住地、仕事/職業、家族、言語

第2部では、試験官が「あなたは新聞の中で、ある写真を見つけました。会話の相手に手短にこの写真について説明してください。この写真(注:ごみの分別を示す写真)は、どんな状況を示していますか?」(Sie haben in einer Zeitschrift ein Foto gefunden. Berichten Sie Ihrer Gesprächspartnerin oder Ihrem Gesprächspartner kurz: – Was für eine Situation zeigt dieses Bild?)といった質問をし、それに対して約3分間話す。第2部では、同じような問題がもう1題出題される。第2部はでは、約6分間が費やされる。

第3部では、受験者はペアで、たとえば「ドイツ語コースで、コースの終了パーティーを企画しています。あなたがたはこのパーティーを組織しなければなりません。あなたがたはどういうパーティーにしたいか企画しなさい」という設定で、2人で以下の点に言及しながら会話する。1人あたりそれぞれ3分間が費やされる。

どこで? 食事/飲み物? 支払いは? 誰が何をするか?

3 評価の基準

「聞く」と「読む」は、多肢選択方式、正誤方式(○×式)であるが、「書く」と「話す」は、受験者により書く内容、話す内容は異なるので、それぞれの達成度を測る基準が設けられている。その際、基礎としているのは、前述の「言語に関する共通欧州参照枠組み(GER)」である。以下、それぞれで期待されている達成基準をみていく。

(1)「書く」

「書く」ことの達成度については、内容に関連する基準(内容上の妥当性)と言語に関連する基準(言語的妥当性)から評価は行われる。内容に関する基準では、どこまで設定された課題を処理しているかが評価される。言語に関連する基準は、「欧州言語参照枠組み」を基礎と

して、次の観点が挙げられている。

表 9：「書く」ことに関連する基準

①　内容的妥当性（Inhaltliche Angemessenheit） 　課題の処理（Aufgabenbewältigung） ②　言語的妥当性（Sprachliche Angemessenheit） 　i　コミュニケーションの形成（Kommunikative Gestaltung） 　ii　正確性（Korrektheit） 　iii　語彙（Wortschatz）

（出所）“Modelltest”, S.32.

このうち①「内容的妥当性」では、課題の処理について、表 10 のような基準で点数が付与される。

表 10：内容的妥当性の評価基準と GER の各段階との対応

	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点	0 点
Ⅰ課題の処理	4 つの主要ポイントがすべて内容的に的確に取り扱われている。	4 つの主要ポイントがすべて取り扱われているが、読み手の協力が必要である※。または、3 つの主要ポイントが妥当性をもって取り扱われている。	3 つの主要ポイントが取り扱われているが、読み手の協力が必要である。 または、2 つの主要ポイントが妥当性をもって取り扱われている	2 つの主要ポイントが取り扱われているが、読み手の協力が必要である。 または、1 つの主要ポイントが妥当性をもって取り扱われている	1 つの主要ポイントが取り扱われているが、読み手の協力が必要である。	いずれの主要ポイントも取り扱われていない。または、テーマ／配置が間違っている（例：誤解している）

※「読み手の協力が必要」とは、書かれている内容について読み手が想像力を働かせる必要があるという意味。

（出所）“Modelltest”, S.32.

②言語的妥当性は、「コミュニケーションの形成」「正確性」「語彙」の３つの面から評価される（表 11 を参照）。

表 11：言語的妥当性の評価基準と GER の各段階との対応

	B1	A2	A1
Ⅱコミュニケーションの形成	言語諸機能の広範囲に及ぶ多彩さを認識し、最も慣用的な発話手段（たとえば、挨拶の決まり文句）を駆使して対応することができる。 短く簡単な個々の要素を関連づけて発言に結びつけることができる。	基本的な言語諸機能を使い、たとえば簡単な仕方で情報を交換でき、依頼を申し出たり、意見や見解を表現することができる。 簡単な文や句を繋げるために、頻繁に使われる接続詞（und, aber, weil）を駆使できる。	出会いや別れの挨拶をするために、簡単な日常よく使う決まり文句を駆使し、基本的かつ社交的な係わりを構築することができる。 単語や句を「und」「oder」のような非常に簡単な接続詞を用いて繋げることができる。
Ⅲ正確性	母語のはっきりとした影響はあるにせよ、文法構造について全般に良好な習熟度をもつ。間違いはあるものの、何を表現したいかが明確である。 正書法、句読法、構文に関して、他人に大方は理解してもらうことができる程度に正確である。	いくつかの簡単な構文を正確に使用することはできるが、系統立てて述べる上では基本的な間違いをする。たとえば時制を混同する、ないしは主語 - 動詞の関係、性、数、格、人称に関する一致を忘れる傾向がある。それにもかかわらず、何を表現したいかは通常は明確である。 話言葉の短い単語を、音声上かなり正確に書き取ることができる。	暗記して習い覚えた領域における若干の簡単な文法構造や文型に関する限られた習熟度のみを示す。 熟知した単語や短い言い回しを書き取ることができる。
Ⅳ語彙	自分自身の日常生活に関する大方のテーマについて、書き換えの手段を用いて、意見を述べるために、充分に豊富な語彙を駆使することができる。基本語彙を充分に習熟していることを示してはいるが、しかし複雑な状況を表現することが問われる場合には、まだ基本的な間違いをする。	熟知した状況や熟知したテーマに関する型どおりの事柄を処理するために、充分な語彙を駆使することができる。 具体的な日常の要望と関連する語彙は限られてはいるが、それを使いこなすことはできる。	一定の具体的な日常の要望に関連して、個々の単語や言い回しを基本的なレベルで駆使することができる。 具体的な日常の要求に関する個々の単語や短い文を使いこなすことができる。

（出所）“Modelltest”, S.33.

(2)「話す」

「話す」では、参加者の口頭の言語能力が評価される。その際、課題に関連する基準と言語に関連する基準に区分される。これらの基準は、「書く」の場合と同様、「欧州言語参照枠組み」を基礎としている。

「話す」は、5つの部分課題から成り立っている。それぞれの部分課題のもとで、基準が課題の処理にあたりどれだけ充たされているかが評価される。表12および13の基準ⅠからⅤは、試験会話によってもたらされる受験者の総合的な口頭の達成と関連している[15]。

表12：内容的妥当性の評価基準とGERの各段階との対応

		B1	A2	A1
Ⅰ課題の処理	部門1A	自己紹介ができ、かつ詳細な情報を述べることができる。	自己紹介ができ、かつ最低限の一般的な情報を提供できる。	自己紹介ができ、かつ情報を個々に述べることができる。
	部門1B	問い合わせに対し、比較的即座に詳しく答えることができる。	問い合わせに対し、最低限および／または部分的にのみ、分かりやすく答えることができる。	ゆっくり、はっきりと直接、熟語を使わない問い合わせに対し、個々の単語または暗記して覚えた言い回しを使って答えることができる。
	部門2A	写真の主要な内容を述べ、かつ細部の名を挙げることができる。	写真の主要な内容を最低限、大まかに述べることができる。	写真の主要な内容を非常に少ない単語で示すことができる。
	部門2B	自分自身の経験に関する問い合わせに対し、部分的に詳しく報告することができる。	自分自身の経験に関する問い合わせに対し、最低限大まかに報告することができる。	自分自身の経験に関する問い合わせに対し、個々の単語と非常に僅かな表現で答えることができる。
	部門3	会話を開始し、進行させることができる。 会話のなかで、自発的に企画し、着想や意見を伝え、提案し、そうしたことに対応することができる。	質疑応答はできるが、自ら会話を進行させるほど充分には理解できない。 企画の会話に参加でき、着想や意見、提案を簡単な仕方で表現できる。	内容をゆっくり反復、変更または訂正する。 簡単な質問をし、着想や意見について、キーワードを挙げて示すことができる。

（出所）“Modelltest”, S.34.

15 “Modelltest”, S.34.

表 13：言語的妥当性の評価基準と GER の各段階との対応

		B1	A2	A1
Ⅱ発音／イントネーション	部門 1-3	外国人特有のアクセントが部分的にあり、ときには間違った発音をするとしても、**良く理解できる**話し方をする。	若干問題のあるアクセントが目に付くが、**大方は理解されるに充分に明瞭な**話し方をする。しかし会話の相手は繰り返しを求めなければならない場合がある。	彼／彼女の非常に限られた領域で、暗記し、習い覚えた単語や言い回しの発音を、母語話者が非母語話者の集団と関わることに慣れている場合には、母語話者によって**幾分の努力は払らわれるが**理解されることが可能である。
Ⅲ流暢さ	部門 1-3	比較的長く、何も見ずに話す場合に、発言に関して文法的にも、語彙の選択や訂正のために**明らかに中断することがあるにもかかわらず、多くの場合言いよどむことなく**分かりやすく表現できる。	顕著に、**頻繁な言いよどみ**や始めからやり直すことがあるにもかかわらず、短い会話を制御するため、たいへんな苦労をすることなく、熟知したテーマに関する慣用表現を使用することができる。	**非常に短い単独の、大方は出来上がった発言を利用することができるが**、その場合でも、表現を探したり、あまり馴染みのない単語の発音を明瞭にするために、または会話の中での中断を修復するために、**発話が途切れることが多い。**
Ⅳ正確性	部門 1-3	熟知した状況において充分正確に話が通じる。すなわち、母語の顕著な影響はあるものの、**文法構造を大方よく習得している**。間違いはあるものの、表現したい事柄ははっきりとしている。	いくつかの簡単な文法構造を正確に使うことはできるが、系統立てて述べる上での**基本的な間違い**がまだある。たとえば、表現したい事柄は通常明らかであるにもかかわらず、時制を混同したり、ないしは主語－動詞の関係、性、数、格、人称に関する一致を忘れる傾向がある。	**いくつかのそれほど簡単ではない文法構造**や、暗記して習い覚えた領域の文型について、**限定的に習得**していることを示すことができる。
Ⅴ語彙	部門 1-3	自分自身の日常生活に関する大方のテーマについて、書き換えの手段を用いて、意見を述べるために、充分に豊富な語彙を駆使することができる。 **基本語彙を充分に習熟**していることを示してはいるが、しかし複雑な状況を表現することが問われる場合には、まだ基本的な間違いをする。	熟知した状況やテーマに関する型どおりの事柄を処理するために、充分な語彙を駆使することができる。 具体的な日常の要望と関連する**語彙に限られてはいる**が、これを使いこなすことができる。	一定の具体的な日常の要望に関連して、個々の単語や言い回しを基本的なレベルで駆使することができる。 具体的な日常の要求に関する**個々の単語や短い文**を使いこなすことができる。

（出所）“Modelltest”, S.35.

4　点数の付与

最後に点数の付与についてまとめておく。

(1)「聞く」と「読む」の点数

「聞く」(20 問)、「読む」(25 問) であわせて 45 問あり、すべて正解であれば、45 点となる。両者を合計した点数で、欧州言語参照枠 (GER) のどのレベルに相当するかが測られる。すなわち、33 点以上であれば B1 のレベルに相当することになる。

表 14：「聞く」「話す」の点数と GER の各段階との対応

点数	GER の段階
33 ～ 45	B1
20 ～ 32	A2
0 ～ 19	A2 未満

(出所) "Modelltest", S.36.

(2)「書く」の点数

前述の評価の基準にしたがい、「内容」「コミュニケーション形成」「正確性」「語彙」の 4 つの面から下表のように 5 段階で採点する。満点は 20 点である。

表 15：「書く」の点数配分

	B1		A2		A1	0
	よく充たされている	充たされている	よく充たされている	充たされている	充たされている	
Ⅰ　内容	5	4	3	2	1	
Ⅱ　コミュニケーションの形成	5	4	3	2	1	0
Ⅲ　正確性	5	4	3	2	1	0
Ⅳ　語彙	5	4	3	2	1	0
合計	20	16	12	8	4	0
達成度の割合	100%	80%	60%	40%	20%	0%

(出所) "Modelltest", S.36.

以上の結果、以下のように、欧州言語参照枠 (GER) のどのレベルに相当するかが位置づけられる。

表 16：「書く」の点数付与と GER の各段階との対応

点数	GER の段階
15 ～ 20	B1
7 ～ 14	A2
0 ～ 6	A2 未満

（出所）“Modelltest”, S.36.

(3)「話す」の点数

「話す」では、Ⅰ「課題の処理」（課題 1A、1B は 5 点満点、2A、2B は 10 点満点、3 は 20 点満点）、Ⅱ「発音／イントネーション」（10 点満点）、Ⅲ「流暢さ」（10 点満点）、Ⅳ「正確さ」（15 点満点）、Ⅴ「語彙」（15 点満点）で採点される。

表 17：「話す」の点数付与と GER の各段階との対応

	B1		A2		A1	0
	よく充たされている	充たされている	よく充たされている	充たされている	充たされている	
Ⅰ　課題の処理						
1A	5	4	3	2	1	0
1B	5	4	3	2	1	0
2A	10	8	6	4	2	0
2B	10	8	6	4	2	0
3	20	16	12	8	4	0
小計 1	50	40	30	20	10	0
Ⅱ　発音／イントネーション	10	8	6	4	2	0
Ⅲ　流暢性	10	8	6	4	2	0
Ⅳ　正確性	15	12	9	6	3	0
Ⅴ　語彙	15	12	9	6	3	0
小計 2	50	40	30	20	10	0
合計（小計 1＋2）	100	80	60	40	20	0

（出所）“Modelltest”, S.37.

以上の合計点により、下表のように GER のいずれに相当するかが判定される。

表 18：最終得点と GER の各段階との対応

点数	GER の段階
75 ～ 100.0	B1
35 ～ 74.5	A2
0 ～ 34.5	A2 未満

（出所）“Modelltest”, S.37.

（4）最終的判定

以上、(1)「聞く」と「読む」、(2)「書く」、(3)「話す」の結果を総合して、各受験者がは下表の各ケースにあてはまる場合に、それぞれ「A2」「B1」と認定される。

A2 レベルと判定されるのは、次の 9 つのケースがある（表 19 を参照）。

表 19：「A2」と判定されるケース

	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4	ケース 5	ケース 6	ケース 7	ケース 8	ケース 9
1　聞く／読む	A2	A2	A2 未満	B1	B1	A2	A2	A2 未満	A2
2　書く	A2	A2 未満	A2	B1	A2	B1	A2	A2	A2 未満
3　話す	A2	A2	A2	A2	A2	A2	B1	B1	B1

（注）すべて A2 以上でなくても、ケース 2,3,8,9 の場合は、A2 レベルに相当するとみなされる。
（出所）“Modelltest”, S.38.

B1 レベルと判定されるのは、次の 5 ケースである（表 20 を参照）。

表 20：「B1」と判定されるケース

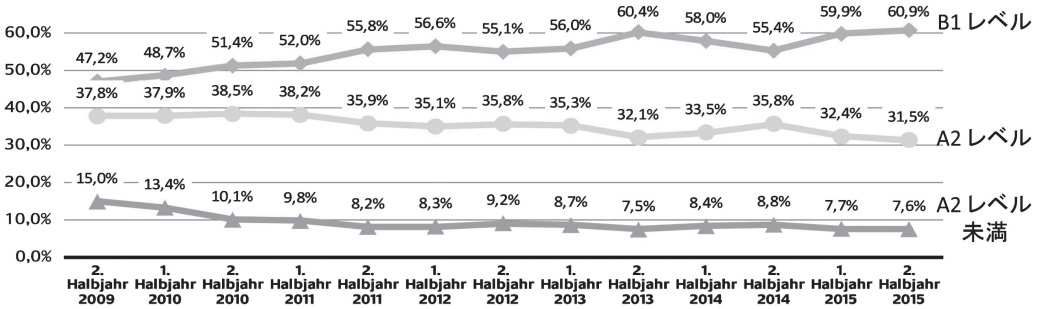
	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4	ケース 5
1　聞く／読む	B1	B1	B1	A2	A2 未満
2　書く	B1	A2	A2 未満	B1	B1
3　話す	B1	B1	B1	B1	B1

（出所）“Modelltest”, S.38.

（5）成績の状況

「移民のためのドイツ語テスト」の最近 5 年間の成績は、図 5 のとおりであった。これをみると、2009 年下半期に B1 レベルに到達した者は 47.2%、A2 レベル 37.8%、A2 レベルに到達しない者は 15.0%であった。これに対し、現在（2015 年下半期）では B1 レベルに 60.9%が到達している。A2 レベルは 31.5%、A2 レベルに到達しない者は 7.6%となっており、この 5 年間で、B1 レベルの者が増加し、A2 レベル未満の者の割合が減少していることがわかる。

図 5：最終成績（2009 年下半期から 2015 年下半期まで）



（出所）“Schlüsselzahlen”

おわりに

最後にいくつか特色についてもう一度振り返りながら、翻ってわが国への示唆について考えてみたい。

(1) ドイツの特色として、Ⅰ-4 で見たように、さまざまな国から、異なる文化的背景をもつ外国人が多数ドイツへ移住している。それに対応して統合コースの参加者の出身国も、抱えている問題状況も多種多様である。

(2) また統合コースを実施する機関は、官だけでなく民間のさまざまな団体がこれにあたっている。キリスト教の宗教団体も関与している。市民運動グループ、福祉団体、企業などその運営主体は多岐にわたっている。

(3) 統合コース運営に要する費用は、受講者の負担分以外は、連邦予算から支出されている。受講料について言えば、①「社会法典」（SGB）第Ⅱ編による求職者給付、第ⅩⅡ編による社会扶助を受けている者からは授業料は徴収されない。②連邦移民難民庁により受講資格を認められた者は 1 モジュール（100 授業時間）につき 195 ユーロ、③その他の者は 390 ユーロとなっている[16]。このように段階をつけた授業料の徴収方式がとられている。

(4) コースも、一般的なコース以外に、非識字者向けコース、障害者向けのコースなど、さまざまなニーズをもつ受講者を想定し、それに合わせたカリキュラムが組まれている。

(5) 学習内容については、連邦政府の委託により外国語教育に実績をもつゲーテ・インスティトゥートが中心となり、標準となるカリキュラムを定めている。

ドイツ社会が抱える問題点として、平行社会（Parallelgesellschaft）という言葉が使われて

16　受講資格がありながら、「社会法典」による給付を受けていない者にとっては、1 授業時間あたりの授業料が 1.95 ユーロということになる（2015 年 12 月 31 日までは 1.20 ユーロであった）。Volkshochschule Baden Baden e.V. ホームページを参照。［http://www.vhs-baden-baden.de/index.php?id=83］

いる[17]。同じドイツのなかにあって、ドイツ社会とイスラム社会の間の接点のない平行状態にある社会が生まれているという指摘である。すなわち、ホスト社会（ドイツではドイツ社会）の主要言語を使用せずに生活できる外国人コミュニティがある。主要言語が一定レベルにない人々の増加と国内における異なる文化間の平行状態は、同時に常に両者の間の文化的摩擦を引き起こしかねない土壌ともなっている。

ドイツの統合コースは、この問題に対し、長年にわたりさまざまな試行錯誤を繰り返してきた。外国人労働者の受け入れは、少子高齢化社会を迎えるわが国にあって避けて通ることができない状況になっている[18]。わが国に外国人労働者を積極的に受け入れる場合に、必須の課題は、システマティックなきめ細かい日本語指導の場の提供である。こうした配慮なくして、外国人労働者との間の摩擦は解消できない。あわせて、その取り組みは、政府だけでなく民間のさまざまな団体のイニシアティブのもとで行われる必要がある。政府は民間の行うこうした活動に対し積極的に援助を惜しまない。またカリキュラム面においては、各界の専門家によりもっとも実効ある編制が行われなければならない。

もとよりドイツにおいてもさまざま考え方がある。またドイツにおいて、すべてがうまく進行してきたわけではない。紆余曲折を経て現在に至っている。しかし、以上のように考えるとき、本稿で紹介したドイツの取り組みは、現在わが国の抱える問題状況と今後のあり方を考えるにあたり、数多くの示唆を与えてくれるものと思われる。

（本学教授＝ドイツ語担当）

参考文献

戸田典子「ドイツの滞在法―「外国人法」から EU「移民法」へ」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』（234）2007.12, pp.4-32.

国立国会図書館調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳「2004 年 7 月 30 日の連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律（滞在法）」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』（234）2007.12, pp.33-112.

渡辺富久子（ドイツ法研究会）訳「連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律（滞在法）（抄）」」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』（267）2016.3, pp.141-161.

丸尾眞『ドイツ移民法における統合コースの現状及び課題』内閣府経済社会総合研究, 2007.8.

John Trim, Brian North, Daniel Coste 原著、吉島茂他訳編『外国語教育 2：外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』朝日出版社, 2004.

Alke Hauschild, Deutsch-Test für Zuwanderer : Drei vollständige Modelltests mit Schritt-

17　近藤潤三著『移民国としてのドイツ : 社会統合と平行社会のゆくえ』木鐸社, 2007. を参照。

18　たとえば、最近の論説として斎藤潤「外国人労働者いなければ「日本消滅」（私見卓見）」『日本経済新聞』2016.6.2 を参照。

für-Schritt-Anleitung und ausführlichen Lösungen Broschiert, PONS Gmbh, Stuttgart, 2015.

Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Curriculum für einen bundesweiten Orientierungskurs, Uberarbeitete Neuauflage–April 2015.［http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Integrationskurse/Kurstraeger/KonzepteLeitfaeden/curriculum-orientierungskurs-pdf.pdf?__blob=publicationFile］

Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Schlüsselzahlen Integrationskurse 2015［https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Publikationen/Flyer/flyer-schluesselzahlen-integrationskurse.html］

Deutsch-Test für Zuwanderer A2–B1 Modelltest, 2013 by telc GmbH, Frankfurt am Main［https://www.telc.net/fileadmin/user_upload/dtz-uebungstest.pdf］

Deutsch-Test für Zuwanderer, Modellsatz, Jugendintegrationskurs［https://www.telc.net/fileadmin/user_upload/dtz_uebungstest_jugendintegrationskurse.pdf］

Goethe Institut, Rahmencurriculum für Integrationskurse,Deutsch als Zweitsprache［http://www.goethe.de/lhr/prj/daz/pro/Rahmencurriculum_online_final_Version5.pdf］

Gesamtfragenkatalog zum Test “Leben in Deutschland” Stand: 06.04.2016［http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Integrationskurse/Kurstraeger/Testverfahren/gesamtfragenkatalog-lebenindeutschland.pdf?__blob=publicationFile］

Valerie Schönian, Integrationskurse: So geht Deutschland, Zeit Online 版, 2016/02/21.［http://www.zeit.de/gesellschaft/zeitgeschehen/2016-02/integrationskurs-berlin-fluechtlinge］

※以上のほか、連邦移民難民庁（BAMF：Bundesamt für Migration und Flüchtlinge）のホームページ［http://www.bamf.de/DE/Startseite/startseite-node.html］を随時参照した。

※インターネット資料の最終アクセス日は、2016 年 9 月 5 日である。